

難民保護におけるホモセクシュアリティ概念の採用 — ゲイとレズビアン難民によるナラティブ構築の事例から 工藤晴子

1 はじめに

ひとの国際移動にセクシュアリティについてのクィアな視点を取り入れ、移動の過程や領域に存在する異性愛規範に対抗しようとする人々の実践、コミュニティの形成、政治、歴史などを考察する研究はクィア・マイグレーションと呼ばれ、発展し続けている (e.g., Luibhéid, 2002; Manalansan, 2003; Cantú, 2009)。本稿は、この研究領域における重要な課題のひとつであるセクシュアル・マイノリティの難民に注目し、難民認定とセクシュアリティの関係を、難民の経験と認識を通して明らかにするための考察を試みる。

国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR) は、2012年に「性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティ」を理由とする難民申請について「国際的保護に関するガイドライン第9号」を発行し、人権侵害や迫害を経験するセクシュアル・マイノリティの人々に難民の定義を適用するための法的指針を示した (UNHCR, 2012)。このような難民の事例への注目が増すなか、先行研究では受入れ社会において支配的なセクシュアリティの概念が、認定審査の意思決定者の判断を左右し、難民の声を奪っていることが批判的に指摘されてきた。本研究はアメリカをフィールドとして、先行研究の知見を踏まえながらも、裁判記録などを中心としたこれまでの分析では見えてこなかった難民自身の経験と認識について焦点を当てる。まず、Katyalの「置換モデル」をアメリカにおける権利獲得ディスコースとしてのセクシュアリティ概念を示すものとして理解し、Canadayの議論を参考に移民・難民政策の実践とセクシュアリティの関わりを考察する。次に、ニューヨーク州ニューヨーク市で実施したゲイとレズビアン難民へのインタビューの分析を通して、難民申請の過程と経験におけるセクシュアリティの意味を捉える。最後に、クィアなセクシュアリティへの包括的な保護を目指した難民制度の在り方を考えるために、「熟議的な性の自律モデル」の有効性を考えてみたい。

2 アイデンティティに基づく（ホモ）セクシュアリティの権利、排除、承認

2.1 権利としてのセクシュアリティ

2011年12月6日世界人権の日の演説において、ヒラリー・クリントン国務長官は、アメリカの政府機関が国内外のLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）の人々の人権を擁護すること、さらに「脆弱なLGBT難民と庇護希望者」を保護する努力を進めることを表明した（Clinton, 2011）。かつてアメリカ政府は同性愛者の入国を禁じ、国外退去の対象としてきたが、今日ではセクシュアル・マイノリティの難民を保護の対象として受け入れている。現在、多くの都市でプライド・パレードが開催され、セクシュアル・マイノリティの権利をめぐるのは、養子受入れ、雇用、ドメスティック・パートナーシップ、入国管理等の分野で、マジョリティとの平等な権利を主張する運動が繰り広げられ、難民受け入れをめぐる議論もこの流れと関わっていると見てよいだろう。Sonia Katyal（2002）は、セクシュアル・マイノリティの権利獲得と法的保護の発展において採用されてきた、アメリカのゲイ・レズビアン運動のディスコースが国や社会を越えて広く「輸出」されている状況を批判的に分析する。現代のグローバルなゲイの権利運動は、特に権利概念の「輸出先」である「非西洋」諸国において、アイデンティティ、文化、セクシュアリティの多様性についての複雑な課題に直面している。文化人類学、社会構築主義、クィア・スタディーズは、セクシュアリティやジェンダーが、文化や実践の違いを越えて普遍的に一般化できる、という前提を疑問に付してきたのに対し、法学研究は権利獲得のディスコースとしてこの前提を採用し続けているという（Katyal, 2002, pp. 98–100）。

Katyalは1968年*Bowers v. Hardwick*裁判における、同性愛者のプライバシーの権利に基づいた保護の主張の失敗を、その後のゲイ・レズビアン運動が「アイデンティティに基づく権利」へ舵を切る転換点であったとみる。この裁判では、ジョージア州のソドミー法に基づいて、ゲイの男性が自宅寝室で逮捕された事件について最高裁まで争われたが、逮捕自体がプライバシーという基本的人権を侵害しているという主張は認められなかった。以降、ゲイ・レズビアン運動は、オルタナティブな戦略としてホモセクシュアリティの再定義を試み、これまでは私的な空間や関係における同性間の性的欲望や行為を意味してきた

ホモセクシュアリティを、公的で普遍的な人格としてのアイデンティティへと変化させた。このアイデンティティに基づくセクシュアリティの概念を、Katyalは「置換モデルsubstitutive model」と名付け、セクシュアル・アイデンティティと性的指向、性的行為は、それぞれを置き換えても、普遍的且つ本質的な人格としての（ホモ）セクシュアル・アイデンティティを説明できるとして概念化されたとする。つまりここでは、ある男性がゲイとしてのアイデンティティを持つということが、その男性が同性を性的に指向し、同性を対象として性的行為を行うということを同一に意味する。また「カミングアウト」によって普遍的なアイデンティティが機能しうることも前提とされている。

この概念的アプローチは、セクシュアル・マイノリティである権利は人権である、というディスコースを巧みに形成し、法的保護の獲得においては成功をおさめ、¹ 90年代以降、アメリカ国内にとどまらないグローバルなゲイ・レズビアン運動に採用され続けてきた（2002, pp. 98–112）。このディスコースにおいて、個人に与えられる法的保護の機会を、自分自身と自分の欲望に対してアイデンティティ・カテゴリーを明確に且つ公的にラベリングできる能力に依っていて、このパラダイムと前提に当てはまらないセクシュアリティは保護の対象から排除されうる。

Katyalは社会構築主義やクィア・スタディーズに拠りながら、様々なセクシュアリティを文化・社会横断的な文脈においても法的保護の対象として包括するオルタナティブなモデルとして、「熟議的な性の自律モデルdeliberative sexual autonomy model」を提唱する。このモデルでは、ローカルな文化的要因の影響を受ける自己の内的領域と外的領域、身体的領域に関するアイデンティティや表現は、本人の判断と選択にのみ基づいて理解されるべきものと認識される。つまり、置換モデル的なアイデンティティを基礎とした概念ではなく、外的な他者との関係で表現されるアイデンティティ、内的な主体性、そして身体的な実践としての行為がそれぞれに食い違うという、多様性を踏まえた現実のセクシュアリティのあり方のほうに焦点を当てて、法的保護を求めるといふ主張を反映したモデルである。性の自律性は熟議的なものであって、アイデンティティ、表現、性的指向、性的行為の矛盾は問題にはならない。個人がアイデンティティを選択する、またはしない能力と、様々な要因と自己との対

話によって形成されるアイデンティティを尊重することで、置換モデルが陥るカテゴリーや本質主義の問題を避けることができ、カテゴリーに拘らない性的な欲望や行為そのものの保護と、個人の表現の自由としての公的なジェンダー/セクシュアル・アイデンティティの保護をそれぞれ主張することができる(2002, pp. 168–174)。² このモデルの難民の地位に関する問題における有効性については本稿の最後に考察したい。

Katyalの置換モデルは、ゲイやレズビアンの難民認定に関する研究のなかでも、受入れ社会に支配的なセクシュアリティの概念を示すモデルとして取り入れられている。例えばMorgan(2006)とConroy(2009)は、難民の主張の信憑性を判断する審査側の基準としてこうしたモデルが採用されていることを示し、Rollins(2009)は申請者自身が期待される難民像を演ずる際の準拠枠として置換モデルを位置づける。いずれの研究においても、保護の対象が限定されてしまうという問題について指摘がなされているが、Katyal自身は個人が実際に国境を超える移動を経験した時に、受け入れ社会で支配的なセクシュアリティのモデルがどのような意味をもって経験されるのかという考察はほとんど行っていない(Katyal 2002; 2006; 2010)。³

誰を国境の内側に入れ、誰を市民として受け入るかという入国管理の実践とセクシュアリティが、歴史的、政治的に深く関わっていることは既にいくつかの研究で明らかになっている(c.f., Luibhéid, 2002; Canaday, 2012)。次節では、特にホモセクシュアリティの概念と難民審査の関係に焦点を当て、排除の対象を識別するためのホモセクシュアリティが、やがて難民認定のなかで、保護の対象としてのホモセクシュアリティとして認識されていく様子を示す。

2.2 入国管理とホモセクシュアリティ

アメリカでは難民受入れ体制そのものは1940年代から存在していたが、移民政策においてはそもそも同性愛者の入国が1990年まで禁止されており、同性愛者の難民申請は事実上不可能であった。20世紀半ばの入国管理は「精神異常」という移民法の特定の条項の解釈と実践を通して同性愛者を巧みに排除してきた。Canaday(2012)はこうした法的解釈の変更や退去強制令をめぐる訴訟の分析を通して、1950年代後半以降、連邦政府がそれまで精神医学分

野の用語であった「ホモセクシュアリティ/ホモセクシュアル」を、アイデンティティとしての用語、そして法的に解釈可能な用語として再構築し、市民と非市民の境界を形成しようとしたことを明らかにしている。1960年代後半には、移民局と最高裁の判断によって、「ホモセクシュアリティ」が同性間の性的行為のみならず、精神的に異常なアイデンティティや人格を指し示すものとして、逸脱した人格をもつ非市民の排除の基準として機能していたという。

法的枠組みの中で、セクシュアル・マイノリティの人々が性的なアイデンティティや性的指向を理由に迫害されることが、条約難民の定義としての迫害の理由のうちの一つ、「特定の社会的集団の構成員」という要件を満たすと解釈されるようになったのは、1990年代以降のことである。アメリカは第二次大戦開始以来、特に東ヨーロッパ諸国や共産主義国出身の難民を中心に受け入れてきた。現在では、「1951年の難民の地位に関する条約」と1967年の同議定書の難民の定義を取り入れて1980年に制定された「難民法 Refugee Act」に基づき、受け入れと認定審査を行っている。「移民国籍法 Immigration and Nationality Act」の難民の定義は難民条約に従って、次の三つの要素からなる：(a) 国籍国の外にいること、(b) 人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受ける又は迫害を受ける十分な恐れを有すること、(c) 国籍国の保護を受けることができない、又は保護を受けることを望まないこと。このなかでも「特定の社会的集団」の解釈は、様々に議論されているが (e.g., Goodwin-Gill, 1983; Helton, 1983; Hathaway, 1991)、アメリカでは1985年に「先天的」で「性や皮膚の色や親族関係、過去の経験に基づいた状況、(…) 先天的集団の構成員が変えられない、変えるように求められるべきでない、アイデンティティと良心の基礎であるもの」(Matter of Acosta, 1985) と定義された。この定義への一致がセクシュアル・マイノリティを含む「特定の社会的集団の構成員」の庇護審査においては争点となってきた。

入国管理における同性愛者の地位について、排除と保護という異なる意味合いが同時に現れているのが、1985年から1990年まで争われたキューバ人ゲイ男性 Toboso-Alfonso の難民ケースである。移民判事はこの男性のホモセクシュアリティが、「特定の社会的集団の構成員」であること、彼の供述に信憑

性があること、アメリカ国内での薬物使用の前科があることなどを考慮し、難民の地位ではなく退去強制令の停止を決定した。しかし当時の移民帰化局 (INS: Immigration and Naturalization Service) は、この決定に対して異議を唱え、特に「社会的に逸脱した振る舞い、例えばホモセクシュアル的行為は移民法が意図するような社会的集団の基盤ではなく、退去強制令停止は「社会的に逸脱しているだけでなく、国家の法と規則に違反する行為」に、裁量的救済を与えるに等しいと申し立てた。ただし、移民判事の示したホモセクシュアリティは「変えることのできないimmutable」特徴である、という見解については反論しなかった (*Matter of Toboso-Alfonso* 1986, p. 822)。移民判事とINSはホモセクシュアリティが不変的な人格の特徴であるという点では一致していても、一方はそれが庇護に値する特定の社会的集団のメンバーシップであり、もう一方は国外退去に値する逸脱という異なる見解を示した。さらにここには、人格としてのホモセクシュアリティをめぐって、このケースには、人道的配慮、アメリカとキューバの政治的関係、国内法と社会的規範の国際法に対する優先などが入り混じっていたといえる。

結果として、1990年3月に移民異議申立審査局 (BIA: Board of Immigration Appeals) は、INSの異議を却下する。その後1994年には、Toboso-Alfonsoのケースを受けて、法務長官Janet Renoが「ホモセクシュアルとして自認しており、彼または彼女の政府に迫害されてきた」庇護希望者は、「特定の社会的集団の構成員であることを理由にした迫害に基づいて難民法の下の保護に値する」という覚書を発表した。これは現在でも重要な法的根拠として示され続けている (“Reno”, 1994)。その後、性的指向を迫害の理由とした司法判断による初の難民認定は1993年のブラジル出身のゲイ男性のケースで、ホモセクシュアルという「不変的であり、庇護希望者が変更を迫られるべきでない」特徴を理由とした迫害の恐れが認められ、難民の地位を与えられた (*Matter of Marcelo Tenorio*, 1993)。こうしてアイデンティティであり、先天的で不変な人格の特徴であるホモセクシュアリティが、難民の地位に値するという基準が採用されていくことになる。

2.3 難民のセクシュアリティの承認

難民として認められるには、難民条約のみならず、受入れ国の国内法の要件を満たして認定されなければならない。入国管理システムの下で行われる難民認定審査は、保護に値しないと判断された個人に対しては排除の機能を持つ。先行研究では、難民の地位の承認の制度的な権力関係のなかで、難民自身が自らを適切に語るができない存在となっていることが問題とされている。審査インタビューや裁判の際、申請者には客観的で信憑性のある、一貫した合理的な陳述・供述が求められる。法制度において、「知」と「真実」を決定することができるのは法的権限であり、そこで使用可能な言語は法的な言語である (Foucault, 1972, pp. 50–55)。権限や言語をもたない者にとって、傾聴される語りを繰り出すことは困難である。また、難民の地位に「十分な」ホモセクシュアリティとは、意思決定者側にとって「理解可能な」セクシュアリティに限定されている。これまで、オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカなどのケース分析から、意思決定者に「通じる」言語や概念を駆使しなければならない状況が、難民申請者を無力にする問題が指摘されてきた (McGhee, 2000; 2001, Mullins, 2000; Millbank & Berg, 2007; Millbank, 2009)。セクシュアリティは、容姿や振る舞い、行動を通してホスト社会にとって典型的な形で可視化されなければ、難民の主張としての信憑性と説得力を失い、例えば、ゲイであることをこれまで隠さざるを得なかったという事実や、不可視なパフォーマンスとしてのセクシュアリティやジェンダーが無視されることもある。Hanna は、メキシコ人ゲイ男性の庇護希望者が、移民刑事からは同性愛者「らしく見えない」ため「将来的な迫害に対する十分な恐怖を示」すことが出来ないことを理由に却下されたケースに対し、外見的に判断できるホモセクシュアリティを要求するべきではないと批判する (Hanna, 2005)。また、イラン出身のゲイ男性が、ゲイであることをうまく隠して出身国で生活できるほどに、「ゲイとして十分」ではないために、訴えを却下され強制送還の対象となったケースについては、Morgan が Katyal の置換モデルを参照しながら、こうしたステレオタイプは人種差別の問題でもあることを指摘している (Morgan, 2006)。

加えて、審査側だけではなく、申請の準備段階において支援関係者や支援団

体の戦略も、難民当事者のナラティブの変換に関わっている (Berger, 2009, pp. 672–673)。難民認定申請過程においては、アイデンティティに基づくセクシュアリティの主張や、受入れ社会に存在するステレオタイプを、受入れ社会側の知を備えたアクターが解釈し伝え、難民として「十分な」セクシュアリティの表現を申請者に実践させているといえる。

主なホスト国である欧米社会において中心的なセクシュアリティの理解を脱却する事の重要性は、これまで指摘されてきたが、より洗練された難民認定制度をどのように考えるべきかという答えは出ていない。この点について、Katyalが置換モデルのオルタナティブとして示した、熟議的な性の自律モデルの応用の可能性が考えられる。ただし、アイデンティティが内的・外的な自己と他者との対話に媒介され、熟議的に構築されるものであるとすれば、このモデルを難民の文脈で考えるには、Katyalが特に留意してきた文化的な要因のみならず、国境を超えるという経験そのもの、特定の法的手続きのプロセスとそこで形成されるディスコース、当事者以外のアクターの影響などを無視することはできない。

わずかな例を除けば (e.g., Luibheid, 2002; Rodríguez, 2003; Bennett & Thomas, 2012)、先行研究の分析で使用されてきたのは、裁判記録や判例といった法的な場で記録されたゲイ、レズビアン、トランスジェンダーの難民をめぐる言説に限られており、難民そのひとたちの視点や認識は十分に明らかではない。たしかに多様なセクシュアリティのあり方を持つ難民の保護を目指し、庇護審査の中でセクシュアリティがどのように法的に解釈されるかを理解することは重要である。しかし、難民として期待されるセクシュアリティをパフォーマンスしてみせた、もしくはできなかった人々のエージェンシーの理解に近づくには、異なる問いと方法が設定されなければならない。

問題とされているセクシュアリティの概念を脱却し、より洗練された難民認定制度を描き出すのは容易ではないが、その手がかりを得るためには、難民にとっての申請の経験が何を意味するのかを明らかにすることが必要ではないだろうか。次章では、難民のナラティブとセクシュアリティの概念という視点で、インタビュー・データを分析し、結論にて熟議的な性の自律モデルについて簡潔な考察を加える。

3 ゲイとレズビアン難民の経験とナラティブの構築

3.1 調査と分析について

2010年12月から2011年2月と、2011年9月、10月の期間にアメリカ、ニューヨーク州ニューヨーク市在住の難民申請経験のあるゲイ男性12人、レズビアン女性2人の14人を対象に、個別の半構造化インタビューを実施した。対象者の出身国は、パラグアイ、コロンビア、ペルー、トリニダード・トバゴ、ガイアナ、ジャマイカ、マリ、スリランカ、インドネシア、ロシア、ウクライナ、ドイツであり、インタビューに使用した言語は英語である。調査前の2008年9月から2010年5月の期間に、筆者は市内のセクシュアル・マイノリティのためのコミュニティ・センターにて、隔週または毎週の活動とミーティングに参加し、ほとんどの調査対象者とはこの場を通して関係を構築してきた。分析においては、置換モデル的なアイデンティティに基づいた本質主義的なセクシュアリティの現れに注目しながら、**Maria Eastmond**の難民のナラティブの視点から語りの意味を捉えるよう試みた。

Eastmond (2007) は難民のナラティブを、物語と語り手と語り手の生の相互作用を反映したものとして、「生きられた生」、「経験された生」、「語られた生」、「テキストとしての生」の4つに分け、経験する主体である難民がどのように暴力や環境の変化と折り合いをつけているのかを教えてくれるものとして位置づける。物語は現実の透明な視覚ではなく、現実の一部または選択されたバージョンであり、社会的相互行為から生み出される。難民の地位を得るには、法的・制度的設定の不均衡で不明瞭なコンテキストの中、関連する経験を難民の定義に沿った「真実と信憑性のメタナラティブ」(**Eastmond, 2007, p. 260**)として語ることが要求される。本研究では、庇護希望者が難民審査の為に用意し語る難民ナラティブを、過去の出来事である「生きられた生」と「経験された生」が現在の文脈において「語られた生」に目的行為的に変換されることによって構築されたものとして捉える。また本稿で選択的に記されているナラティブは、調査対象者の移動に関する経験された生が、調査者としてのわたしに向けて語られた生となり、それをわたしが解釈しテキストとして生産した生である。

3.2 移動から難民申請まで

まずは、調査に協力してくれた難民の人々にとっての移動の意味合いを捉えるため、申請までの経緯や動機を確認しておきたい。難民申請の動機については、ガイアナ出身のゲイ男性**GG**を除いた全員が、「合法的な存在になる」ため、「非合法 *illegal* にならない」ためと明確に述べている。一方で、出身国を出国する際に既に難民認定という制度を知っていたのは、ウクライナ出身のレズビアン女性**KN**だけであった。アメリカへの入国には、それぞれの状況で獲得した、学生や観光、ビジネス、乗り継ぎなどの入国許可を使用している。

かれらの庇護へのアクセスは、階級、人種、エスニシティ、ジェンダー、年齢からも影響を受けている。まず、国境を越えるには渡航のための手段や、必要書類をそろえるための資源が必要である。例えば、入国時にそれぞれ**19**歳と**20**歳であり、出身国では学生であった**GB**（ゲイ男性・ロシア出身）と**KN**は、入国許可と航空券を入手するのに非常に苦労したと話す。**GB**はゲイであることを理由に、家族からの支援は一切得られなかった。アメリカ入国後も経済的な資源は必須で、無償のプロボノ弁護士を利用できた場合を除けば、難民申請手続きのための移民弁護士を雇うには高額な費用がかかり、およそ**10,000**ドルから**15,000**ドルを費やしたケースもある。加えて、**1996**年に制定された入国日から**1**年以内に申請しなければならない期限など、申請までの道のりには、**Randazzo (2005)** が挙げたように様々な社会的、法的、経済的障壁がある。逆に資源があれば状況を変えることも可能であり、例えば、「中上流階級」の家庭出身と自認する**CL**（ゲイ男性・パラグアイ出身）にとっては、多忙なプロボノの弁護士に不安を感じた際に、顧客としての要求が尊重されるよう、自ら改めて弁護士を雇い、手続きを早めるという選択が可能だった。

申請を決断するプロセスも様々である。アメリカ在住歴が**10**年以上のインドネシア出身のゲイ男性**LF**は、準備進行中だった雇用に基づく永住権申請の手続きが、**9・11**事件直後に凍結状態となる。さらに、テロ対策のひとつである米国愛国者法特別規制によって、イスラム教徒が多くを占める指定国家出身の成人男性であるがゆえに、特別な移民登録義務を課せられた。そのため、弁護士と相談の上、永住権申請ではなく難民認定申請を選択した。ドイツ出身のレズビアン女性**BT**は、超過滞在による被収容中に難民申請制度を知るが、出

身国がEUの自由民主主義国家の一つであるため、迫害の信憑性と客観的事実を得るのが困難で、勝ち目のないケースとみなされ、弁護士を見つけるのに1年以上かかっている。ジャマイカ出身のゲイ男性VRは日本に英語教師として数年滞在した後、帰途の乗継のためにアメリカに入国した際に、帰国しないことを決断してその1年後に難民申請を行った。

このように、難民たちはしばしばメディアや支援団体広報にて表象される「脆弱な被害者」像とは必ずしも一致せず、迫害から逃れてすぐに難民申請の手続きを選択するのでもない。法的な難民の議論のなかでは見落とされがちな申請までの経緯や動機に焦点を当てると、当事者が主体的かつ戦略的にその時々状況を読み取って見解を示し、意思決定を行う存在であるという、当然ともいえる事実を改めて確認できる。つまり、かれらは入国した当初から難民申請者なのではなく、資源を利用しながら移動し、合理的な判断をしながら、難民申請者になるのである。

3.3 難民のナラティブ構築

難民審査において申請者の陳述、つまり難民ナラティブは、迫害の恐怖の事実と、その理由となる「特定の社会的集団の構成員」であることを証明するための重要な資料である。信憑性、一貫性、客観性が要求され、法的な場で公式に語られるこの物語に、難民たちはたった一度の実践でたどりつくわけではない。申請手続きの中で難民としてのナラティブを構築するプロセスは、「生きられた生」と「経験された生」を、「語られた生」へと変換していく作業である。

難民たちはそれぞれ法的代理人の弁護士や、関連支援団体職員、心理カウンセラーとの面談を複数回経験し、陳述書の作成と面接審査に備える。特に滞在歴の短い人々にとっては、こうした支援関係者たちが迫害の経験や恐れ、セクシュアリティについて語る初めての相手であることが多い。調査対象者のほぼ全員が、この初めての語りは非常に辛い経験であったと振り返る。かれらは過去の出来事について詳細に語ることを要求されるが、幼少時の孤独、近い人からのレイプや暴力、学校でのいじめなどを含めた経験を言葉にすることは、決して容易なことではなかったという。例えばKNは弁護士に対して、これまで起きた出来事を発話することができず、文字で記述するという作業から

難民としての語りの構築を始めた。そのうえ、KNやMG（ゲイ男性・コロンビア）は「公的」な用語で「本当に表現したいことを自由に表現できるのか」という不安を抱えていた。また、審査の過程で使用する英語は、3人を除く調査対象者全員にとって、ネイティブ言語ではなかった。

記憶や認識のなかの経験された生の世界はネイティブ言語によって形成されていると考えられるが、難民申請で語られるべき物語の表現では、言語を変換しなければならないため、審査インタビューや、弁護士との打ち合わせの際に通訳者を介していたケースもある。その場合、翻訳された言語による語りは、GBが体験したように当事者の手から離れてしまうこともある。

わたしは自分のストーリーをロシア語で書いて、それを英語に翻訳してもらっていた。自分の英語は完璧じゃないから、それでときどき混乱する。言葉のせいで、翻訳されたものは自分が書いた物語とは何かが違う。それから、こんなことも時々あった。わたしが弁護士に何かを話して、彼が何かを話し返すのだけど、それが分からないから彼を見て、[分からないというような表情を作って]「何を言っているの？」と聞くと、「今あなたが話した物語を単に繰り返したんですよ」って。だから「えっ、本当？」って言った。言語の問題が一番大変だった。(GB・ゲイ男性・ロシア)

言語の違いは語りと語り手の間に距離を作り出し、語り手をそのナラティブから疎外する。つまり難民の語りの構築は、必ずしも語り手の意のままに実践できるものではない。難民性を審査される語り手は、承認の権力をもった聴衆との不均衡な関係を維持しながら、真実と信憑性のメタナラティブを不自由に構築するしかない。但し、語ることの辛さと、語りからの疎外が生じることは、自らのナラティブを全く自由に扱えなくなるということと同一ではない。語りを繰り返し、その目的を明確に認識することで、語り手としての役割とエージェンシーを取り戻し、経験された生や語られた生と新しい関係を築くこともあり、多くの対象者は、例えば次のように辛さを克服していった。

弁護士は何が起きたかという物語を作るのを繰り返し助けてくれた。話すことはとても大変だった。…難民のインタビューの日になって、わたしには自信があった。それに、こうして物語を話すことで、わたしがここ（アメリカ）にいるためのチャンスを握っているということに気がついた。とても真剣だった。すべてを詳細に話した。彼（難民審査官）は結果を出すためにすべてを知らなくてははいけないし。（KN・レズビアン女性・ウクライナ）

弁護士にこれまでのことを話すことは、いい気分ではなかった。知らない人に話すのは恥ずかしかった。自分のストーリーと人生の全てを書いたり話したりしなくちゃいけないし、それはどこかに記録されてしまう。でも自分にとって、このプロセス、つまりこの不快なことは、これを通り抜けて得られるものに比べたら小さなことだ。それを知って、すごく真剣になった。…もっと自信がつくように弁護士と何度もロールプレイのように練習した。何度も何度も。（CL・ゲイ男性・パラグアイ）

このように審査の準備過程には、物語の構成を練る作業や、語る目的の認識、支援者と繰り返される練習などがあり、やがて難民は語ることに對して自信を持つようになる。それは、語り始め当初の不快で辛い実践を通して、この国に滞在する機会が得られるという、戦略的な難民の地位獲得の目的を確認することでもある。過去の経験の物語は、語られる生としての難民ナラティブへと変化する。語りの実践を繰り返すことは、たとえ法的な場を離れても、語り手が難民の語りとの新しい関係を保ち、語りを形成し続けることを可能にする。例えば、筆者が調査インタビューにおいて出身国での経験について尋ねると、KNやGBは「短編」と「長編」のどちらのストーリーを聞きたいかをまず確認してきた。他の対象者も、コミュニティ・センターでのミーティング中に、迫害の経験をその場に応じた長さや、内容に編集し、他者に語る様子が度々見られた。

語りの構築の一連のプロセスは、トラウマの克服になる場合もある。GBとMGは難民申請の過程で語りを支援者と共有することによって、孤独や不安か

ら解放されたと振り返っている。過去の出来事をより大きなライフストーリーの枠組みで語ることで、癒しの効果があることは Eastmond も指摘しているが、再び語るということには「地獄に戻る」効果もある (Eastmond, p. 259)。難民ナラティブ構築には多くの場合、暴力と強制移動の経験、その解釈と表現の緊張関係が伴い、どのような要因によって語りとの特定の関係が形成されるのかを明らかにすることは困難である。例えば、対象者のうち LF だけは、最後まで語りの辛さから解放されることがなく、難民として語ることは毎回「傷口をひらく」行為であったと述べている。唯一彼だけが不認定の結果に終わっており、語り手が語りという行為を後から振り返った際に認識される効果や関係には、最終的な「承認」の有無も関わっているのではないかと推測することもできる。LF のケースについてはナラティブが無視された例として次章で取り上げる。

4 難民申請とセクシュアリティ

4.1 ホモセクシュアル・アイデンティティの採用

先行研究で指摘されてきたような、ホスト社会の支配的なセクシュアリティの概念が難民審査で求められるのであれば、申請者はそれにどう応えてきたのか。難民ナラティブの構築の過程で、かれらのセクシュアリティについての認識には変化が起きているのだろうか。

セクシュアル・マイノリティの難民申請はもはや珍しいケースではない。その一方で、審査を行う側に対して、セクシュアリティに関するリテラシーは未だ改善を求められている。⁴ アメリカでは、セクシュアル・マイノリティの移民・難民支援団体の働きかけを受け、難民審査局に対する研修が取り入れられている。NGO と協力して近年作成された米国市民権・移民業務局 (USCIS) のトレーニング・モジュールをみると、アイデンティティを基礎とした、特に同性間の性的関係を重視したセクシュアリティの概念がいくつか確認できる。例えば、レズビアン、ゲイ、またはバイセクシュアルの難民に対する適切な質問の例として、同性愛者であることに初めて気が付いたのはいつか、同性と親密な関係を持ったことがあるか、どうやってパートナーに出会ったか (USCIS, 2011, p. 33) や、信憑性のある陳述の詳細として、申請者が「カミングアウト

ト」の経験を説明することができるか (p. 43) などが挙げられている。また、性的指向を裏付ける証拠としては、現在または過去のパートナーからの手紙、性的指向を話したことのある友人からの手紙、家族からの手紙、LGBTI⁵ 団体との関わりを説明する文書、心理学的診断などを参考にすること提案している (pp. 44–45)。

調査対象者には、審査においてゲイであること、レズビアンであることを特に証明する必要はなかったと感じている人と、「自分が何者であるか」、「本当の自分」を証明しなければいけなかったと感じている人とに分かれたが、ほとんどの対象者が申請の提出資料には必ず、ソーシャル・ワーカーからの意見書、同性パートナーとの写真や手紙、「本当の自分」を知っている家族や友人からの手紙を用意していた。また、ニューヨーク市で開催されたプライド・パレード参加時の写真を添える者もいた。

調査対象者のうち、ゲイ男性の経験に注目すると、迫害を経験する理由となったセクシュアリティまたはジェンダーと、難民として証明するホモセクシュアリティのずれを確認することができる。かれらは出身社会において、「ホモ」や「おかま」などの蔑称で呼ばれ、いじめや脅迫、レイプや暴力の被害経験や、その標的となる恐怖を抱えていた。かれら自身は、出身社会において「ゲイ」や「同性愛者」を意味する言葉を自らを指すために使うことはほとんどなかったし、こうした暴力を経験したのは、かれらが男性に対して性的指向を持つことが周囲に知れたからではない。調査対象者の男性たちは、若いころからの話し方、服装、振る舞いや、ある年齢に達しても異性の恋人がいない、結婚しないといったライフスタイルが、出身社会のローカルな男性性の規範に当てはまらなかったことが迫害の原因だった、と振り返っている。しかし、かれらが実際に認定審査で示した出身国での経験に関する資料や証言は、先に述べたような同性との親密な関係の事実やゲイ・アイデンティティを証明するものが中心であり、出身国においてホモセクシュアリティが何を意味していたのかは問われなかったという。

同性愛的な関係の有無を、特定の社会的集団の構成員の要素であるアイデンティティに還元するという意味において、審査の中で評価されたホモセクシュアリティは置換モデルの枠組みでの理解が可能である。こうしたずれが存在す

るものの、出身社会では蔑称であった「ホモ」であることをゲイ・アイデンティティとして証明するという要求に対して、難民たちは全くと言ってよいほど、困難を抱えていなかった。それは後述する権利ディスコースの学びを経験していたためと考えられる。また、MGは難民審査官とのやりとりについて、「決定的な瞬間があった。彼（審査官）が、アメリカにいる今、どんな気分か？と聞いた。それで『ファビュラスfabulous』って言った。[笑い] ファビュラス！こんなにもゲイな言葉って他にないよね」と振り返り、彼自身がアメリカ英語文化におけるゲイのステレオタイプな表象を認識し、パフォーマンスしていたことを示した。

一方で先行研究で指摘されてきたように、当事者のナラティブが承認の権力関係の下、尊重されない事例も見られた。LFは、出身社会において「ゲイ」であることの意味について、自分の物語が無視されたと認識している。LFは実際には迫害の経験はないが、彼の出身コミュニティの中で「けばけばしいflamboyant」と評されていた男性の家が放火され、その男性も焼き殺される事件を目撃し、それに対して家族からは「あの人は悪い男。コミュニティから罪を洗淨する必要があった」と教えられていた。同じことがいつか自分にも起こるという恐怖を抱えて生活していたため、仕事でアメリカに入国したことをきっかけに、インドネシアには戻らないことを決めた。LFの説明によれば、審査インタビュー当日、担当の難民審査官はインターネット検索で得た「インドネシアのゲイ・ライフ」情報を持参し、ジャカルタのゲイ・バーやバリ島のゲイ・リゾートの存在を示し、インドネシアには「ゲイ・ライフ」があるため、迫害の客観的事実を裏付けることができないと主張した。言葉を失ったLFの代わりに、彼のパラリーガル（法律業務補助者）が出身コミュニティや親族関係、宗教に基づく迫害を説明するが、結局不認定となる。LFにとっての「経験された生」は、家族や地域コミュニティに病気や不名誉を持ちこむ、ジェンダー逸脱としての「ホモセクシュアリティ」に対する「罪の洗淨」への恐怖であったが、インドネシアの「ゲイ・ライフ」というLFの生とはかけ離れたものにセクシュアリティを還元されてしまった。ここでの難民ナラティブは、承認の権限を持った者の前で信憑性を認められず、その反論さえも代理人の言葉で語られるしかなかった。

4.2 セクシュアリティの権利概念の習得とナラティブへの動員

ゲイ男性の調査対象者にとって、出身社会での「ホモセクシュアリティ」と、難民として提示する「ホモセクシュアリティ」にはずれがあったが、難民ナラティブを形成するまでに、セクシュアル・アイデンティティや性的指向についての考え方にどのような変化が起きているのだろうか。調査ではドイツ出身BTを除いたほとんどの対象者が、難民申請準備を含むアメリカに来て以降の経験の中で、ゲイまたは、レズビアンであることは権利/人権であるという新しい考え方を「学んだ」と述べている。調査対象者の出身社会は異なるが、自分の性的指向を隠すことや、ゲイやレズビアンとしての名指しを引き受けてこなかったことは共通の経験といえる。そうした中、たとえばGGはアメリカに来て数年後、大学のカウンセラーとの会話で初めて、「ゲイでいることに何も悪いことはない」という「思いもしなかった考え方」に出会ったという。また、MGも申請準備当初は、コロンビアにおいて脅迫の手紙や電話を受け取っていたという事実が、難民性を主張するのに十分な出来事ではないと思っていたが、申請の過程でそうした過去の生活が、「不健康」で権利がない状態であったことに気がついたという。KNとCLも「レズビアンであること」「自分を表現すること」「ゲイとして普通に生きること」「ありのままの自分であること」は権利である、または人権である、ということを経験し、アメリカへの移動と難民申請の過程で習得したと語る。

アイデンティティとしてのセクシュアリティと権利概念の結びつきは、Katyalの示した置換モデルとグローバルなゲイ・レズビアン権利ディスコースの結びつきと同様の関係を持っていると考えることができる。国境を越えた移動と難民申請が、難民のセクシュアリティにアイデンティティと権利という新たな意味づけを行う。ここにはセクシュアリティを再構成させる場があると考えてよいだろう。この学びは、ホスト社会の中の学校、セクシュアル・マイノリティの友人や知人、コミュニティ・センター、プライド・パレードの参加、メディア情報など、様々な場におけるディスコースとの出会いによるものである。難民申請という法的なプロセスの中では、そうした権利ディスコースを、難民の地位を得るという明確な目的の下、自分の物語に取り込み、語る機会がやってくる。そこで、「経験された生」を解釈し直し、習得したセ

クシュアリティの概念を「特定の社会的集団の構成員」の特徴として、一貫性をもつアイデンティティという形で、「語られた生」の中に表現し、迫害の恐怖と併せて提示する。過去のスティグマや侮蔑の対象として自分が名指されていたセクシュアリティは、難民として保護されるべきアイデンティティとして、過去の経験を新しい理解枠組みのなかで再構成することができる。

例えば、GGは調査対象者の中でも、申請を自分のアイデンティティにとって重要なものとして強く捉えているひとりである。彼は一連のプロセスによって、これまでの「ゲイに見られるのではないか」と自分で自分を監視する習慣をやめ、ありのままの自分を「深いレベル」で受け入れる視点を形成できたと認識している。それは、自分の置かれた状況、ガイアナに帰れない理由、これまでのゲイとしてのスティグマを見直す重要な経験であったと振り返る。GGにとって「ゲイとして普通に生きる権利がある」と学んだことは、スティグマ化されていた自らのセクシュアル・マイノリティ性を、人権という権利の根拠となるアイデンティティとして再評価するものであった。そして、難民申請を「最終的には自分を自分のセクシュアリティに落ち着かせる過程」であったと位置づける。

さらにインタビューからは、調査対象者たちは権利としてのセクシュアル・アイデンティティという新たな概念を取り入れてはいるが、必ずしも本質主義的で人格と直接結び付くようなセクシュアリティを常に内面化しているわけではないということもわかった。例えばCLやKNは次のように述べる。

あなたはペドロ、あなたはホセ、あなたはマリオ。でも、あなたはゲイという人ではない。それはその人の性的指向。あなたはあなたの名が表示その人だ。(CL・ゲイ男性・パラグアイ出身)

難民の準備をしているとき、それ（レズビアンであることを証明すること）はすごく重要だった。審査官が、わたしが本当に誰なのかを判断するから。その時は、わたしにとってセクシュアリティは重要だった。わたしがレズビアンだって証明しなければいけないときだったから。(…)
でもそれ（女の子が好き）という事実は重要なことじゃない。女の

子が好きということは、私の人格を作る本当にほんの一部だと思う。

(KN・レズビアン女性・ウクライナ出身)

このように権利としてのゲイ、レズビアンのアイデンティティを学んでも、難民たちはその新しい概念をそれぞれに受け入れ、状況に応じてパフォーマンスする。そのなかで自らのセクシュアリティに新しい意味を見つけ、場合によっては「受け入れてくれた」アメリカへの所属感や市民としての感覚を示すこともある。しかしながら、そうしたアイデンティティや性的指向の概念は、置換モデルのように人格の核と常に結びついているわけではなく、かれらはこの概念が法的ステートメントとしての難民ナラティブ構築に動員されたディスコースであるという側面にも自覚的である。

出身国を離れ、難民の地位を獲得しようとする一連の過程は、CLの言葉を借りれば、在留資格の不安や迫害の記憶、スティグマとしてのセクシュアリティ、権利としてのセクシュアリティ、「普通」に生きることなどの「ばらばらだったすべてのピースをつなぎ合わせる」ものであると理解することができる。既に認定を受けた人々は、高等教育や、就労など、出身国で「続けられなかった人生」を再開し、更に、永住権と市民権を確実に獲得することに関心を向けている。14人のゲイとレズビアンの難民申請経験者は、受入れ社会に支配的なセクシュアリティの概念と承認の権力関係を前にして、無力に立ちすくむ存在ではなかった。かれらは、周囲の状況や資源を考慮して、難民申請という法的手続きを選択し、習得した理解されやすいセクシュアリティを難民ナラティブや自らのアイデンティティとして取り込むが、そうしたナラティブともパフォーマンスな関係を構築しながら、主体的に「ピース」をつなぐ過程を経て、受入れ社会でより良い人生を歩もうとしている。

5 結論

先行研究で指摘されていたように、ニューヨーク市で行った調査でも、難民申請者たちは難民ナラティブ構築のなかで、セクシュアリティに関する経験や認識を置換モデル的にゲイまたはレズビアンというアイデンティティと、性的指向として提示することがあるとわかった。しかしそれは、そうした概念の受

動的な内面化ではない。ネイティブ言語ではない英語や法的用語の使用によって、自ら構築するナラティブから疎外されながらも、認定を得るという明確な目的のもとに何度も語り直すうちに、かれらは語り手としてのエージェンシーを発揮し、経験された生や語られた生と自分の間に新しい関係を形成することもある。移動と申請過程の中で、アイデンティティに基づく権利としてのセクシュアリティ概念を習得し、難民ナラティブに取り入れることで、これまでスティグマ化されていた自らのセクシュアリティに新しい意味を付与する。この申請の経験を通して、ゲイとレズビアン難民申請者は、自らのセクシュアリティをパフォーマンスに再構成しているといえる。

難民ナラティブ構築作業のなかで、個人が熟議的に決定しパフォーマンスするセクシュアリティを、アイデンティティ、性的指向、性的行為に一貫性と同一性を求めることなく尊重するという主張において **Katyal** の熟議的な性の自律モデルは有効であるといえる。また、「自律」性を認定審査における主観的証拠の尊重に置き換え、客観的証拠との組み合わせのなかでも、より前者が重視されることの必要性を訴えることは、特定の文化や権力関係の影響を受けた難民の複雑なセクシュアリティの認識に理解を促すのに役立つだろう。例えば、認定を却下されたインドネシア出身の **LF** のケースにおいて、出身国一般のゲイ・シーンに関する知ではなく、特有の社会やコミュニティにおける個人の経験された生が難民性を決定する要因として優先されれば、保護を必要とする個人を取りこぼさない。しかし、性の自律モデルそれだけでは「難民として」の保護を獲得するための有効性は限定的である。なぜなら、**Katyal** の想定する自律的で自己選択的なセクシュアリティは、「市民として」の法的保護の対象として機能する包括的なモデルであるのに対し、「難民として」の保護が判断される際には、そうしたセクシュアリティを再び、迫害の理由としての「不変的」な特定の社会的集団の構成員の特徴を満たすものとして、証明しなければならないのである。つまり、自律モデルは難民認定という文脈においては、難民ナラティブのなかのセクシュアリティのあり方の主観性・主体性の尊重の枠組みとしては意義がある。その一方で、「特定の社会的集団」を構成する特徴の「不変性」を問い直し、さらに「迫害を受ける十分な恐怖」を客観的に証明することによって獲得される難民としての信憑性を支えるのは困難であ

る。従って、もともと市民であることが前提となっているセクシュアル・マイノリティの権利獲得ディスコースの枠組みを、非市民として受け入れ国の庇護の獲得を目指す際に採用することの有効性には疑問が残る。

「特定の社会的集団の構成員」としてのセクシュアリティの決定と承認には、国際社会の難民レジームと、国家の庇護の責任、人道的配慮、入国管理システムを作る国内法などが絡み合っている。セクシュアル・マイノリティ難民の保護は、グローバルな「LGBT」の権利ディスコースが排除するセクシュアリティをすくい上げながらも、難民を単なる被害者として表象しない形で発展することが求められる。クィアなセクシュアリティがアイデンティティ・カテゴリーへの書き直しを迫られないような保護の在り方について考えるとき、難民とセクシュアリティの関係を、難民自身がその複雑な意味合いを読み取りながらパフォーマンス的に構築するものとして認識しておかなければならない。

Footnotes

- ¹ 例えば *Watkins v. U.S. Army* (875 F.2d 699; 9th Cir. 1989) や *High Tech Gays v. Defense Industrial Security Clearance Office* (895 F.2d 563; 9th Cir. 1990) など (Katyal, 2002, pp. 111–113)。
- ² Katyalは性の自律モデルに基づいた法的保護が実施された重要な判例として、最高裁が *Bowers* の判決を覆しソドミー法を無効とした、*Lawrence v. Texas* 裁判 (539 U.S. 558, 2003) を取りあげ、空間的プライバシー、熟議的自律、表出的自由という性に関する主権の条件がそろっていることを評価する。しかし公的空間と私的空間の間に明確な線引きを行ってしまうことや、ジェンダーや人種、エスニシティ、階級のインターセクショナルリティの問題について言及できていないという限界もある (2006)。
- ³ メキシコ出身のトランスジェンダーの難民裁判の判例を置換モデル脱却の一つの例として取り上げているが、移民政策や難民認定審査という文脈は重要視されていない (Katyal, 2002, p. 145–148)。また、2010年の論文 *The Dissident Citizens* では、文化・社会横断的な、特に欧米から「南側」諸国へのグローバルなゲイ・ディスコースの影響について、クィア・ディアスポラの理論的枠組を取り入れた考察で、「クィア・ディアスポラ」を出身社会、受け入れ社会それぞれにおけるステレオタイプを問いなおす存在として捉えているが、実際に国境を超える人の移動とこれまでに提示してきたセクシュアリティのモデルとの関係については分析の対象としていない。
- ⁴ 例えば、2013年4月4日の *Independent* 紙によれば、イギリスの難民審査では「セックス・トイを使うか」「オスカー・ワイルドを読んだことがあるか」など、レズビアンの庇護希望者に不適切な質問がなされていたということが *Claire Bennett* による調査で明らかになった (Taylor, 2013, April 4)。
- ⁵ Iはインターセックス *intersex* を指す。

References

- Bennett, C. & Thomas, F. (2013). Seeking asylum in the UK: lesbian perspectives. *Forced Migration Review*, 42, 25–28.
- Berg, L. & Millbank, J. (2007). Constructing the personal narratives of lesbian, gay and bisexual asylum claimants. *Journal of Refugee Studies*, 22 (2), 195–223.
- Berger, S. A. (2009). Production and reproduction of gender and sexuality in legal discourses of asylum in the United States. *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 34 (3), 659–685.
- Canaday, M. (2012). *Straight State: Sexuality and Citizenship in Twentieth Century America*. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Cantú, L. (2009). *The Sexuality of Migration: Border Crossings and Mexican Immigrant Men*. N. A. Naples, N. A. & Vidal-Ortiz, S. (Eds.). New York & London: New York University Press.
- Clinton, H. R. (2011, December 6). Remarks in Recognition of International Human Rights Day. U.S. *Department of State*. Retrieved August 30, 2013, from <http://www.state.gov/secretary/rm/2011/12/178368.htm>.
- Conroy, M. A. (2009). Real bias: How REAL ID's credibility and corroboration requirements impair sexual minority asylum applicants. *Berkeley Journal of Gender, Law & Justice*, 24, 1–47.
- Eastmond, M. (2007). Stories as lived experience: Narratives in forced migration research. *Journal of Refugee Studies*, 20 (2), 248–264.
- Foucault, M. (1972). *Archaeology of Knowledge and the Discourse on Language*. (A.M. Sheridan Smith. Trans.). New York: Pantheon Books.
- Goodwin-Gill, G. S. (1983). *The Refugee in International Law*. Oxford: Clarendon Press.
- Hanna, F. (2005). Case comment: Punishing masculinity in gay asylum claims. *Yale Law Journal*, 114 (4), 913–920.
- Hathaway, J. C. (1991). *The law of Refugee Status*. Toronto and Vancouver: Butterworths.
- Helton, A. C. (1983). Persecution on account of membership in a social group as a basis for refugee status. *Columbia Human Rights Law Review*, 15, 39–67.
- Reno Designates Gay Case as Precedent. (1994). *Interpreter Releases*, 71 (25), 859–861.

- Katyal, S. (2002). Exporting identity. *Yale Journal of Law and Feminism*, 14, 97–176.
- Katyal, S. (2006). Sexuality and sovereignty: the global limits and possibilities of Lawrence. *William and Mary Bill of Rights Law Journal*, 14, 1429–1478, Retrieved August 30, 2013, from <http://ssrn.com/abstract=909523>.
- Katyal, S. (2010). The dissident citizen. *UCLA Law Review*, 57, 1415–1476. Retrieved August 30, 2013, from <http://ssrn.com/abstract=1547148>.
- Luibhéid, E. (2002). *Entry Denied: Controlling Sexuality and the Border*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Manalansan, M. F. (2003). *Global Divas: Filipino Gay Men in the Diaspora*. Durham & London: Duke University Press.
- Matter of Marcelo Tenorio*, A72093558, (9th Cir. May 20, 1993). Retrieved August 30, 2013, from <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b6c320.html>.
- Matter of Toboso-Alfonso*, A–23220644 (U.S. Board of Immigration Appeals, March 12, 1990). Retrieved August 30, 2013, from <http://www.refworld.org/docid/3ae6b6b84.html>.
- McGhee, D. (2000). Accessing homosexuality: Truth, evidence and the legal practices for determining refugee status: The Case of Ioan Vraciu. *Body and Society*, 6 (29), 29–50.
- McGhee, D. (2001). Persecution and social group status: Homosexual refugees in the 1990s. *Journal of Refugee Studies*, 14, 20–42.
- Millbank, J. (2009). From discretion to disbelief: Recent trends in refugee determinations of the basis of sexual orientation in Australia and the United Kingdom. *The International Journal of Human Rights*, 13 (2–3), 391–414.
- Morgan, D. A. (2006). Not Gay Enough for the Government: Racial and Sexual Stereotypes in Sexual Orientation Asylum Cases. *Law & Sexuality* 15, 135–161.
- Mullins, G. A. (2003). Seeking asylum: Literary reflections on sexuality, ethnicity and human rights. *MELUS*, 28 (1), 145–171.
- Randazzo, T. J. (2005). Social and legal barriers: Sexual orientation and asylum in the United States. In E. Luibhéid & L. Cantú (Eds.), *Queer Migrations: Sexuality, U.S. Citizenship, and Border Crossings* (pp. 30–60). University of Minnesota Press.

- Rodríguez, J. M. (2003). *Queer Latinidad: Identity Practices, Discursive Spaces*. New York: New York University Press.
- Rollins, J. (2009). Embargoed sexuality: Rape and the gender of citizenship in American immigration law. *Politics and Gender*, 5, 519–544.
- Taylor, J. (2013, April 4). 'Gay? Prove it then-have you read any Oscar Wilde?': Judges accused of asking lesbian asylum seekers inappropriate questions. *Independence*. Retrieved August 30, 2013, from <http://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/gay-prove-it-then-have-you-read-any-oscar-wilde-judges-accused-of-asking-lesbian-asylum-seekers-inappropriate-questions-8558599.html>.
- UN High Commissioner for Refugees (2012, October 23). *Guidelines on International Protection No.9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A (2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/12/01*.
- U.S. Citizenship and Immigration Services. (2011, December 28). *Guidance for Adjudicating Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, and Intersex (LGBTI) Refugee and Asylum Claims: Training Module*. Ratio Refugee, Asylum, and International Operations Directorate. Retrieved August 30, 2013, from <http://www.uscis.gov/USCIS/Humanitarian/Refugees%20&%20Asylum/Asylum/Asylum%20Native%20Documents%20and%20Static%20Files/RAIO-Training-March-2012.pdf>.

**Refugee Protection and the Use of the Notion of Homosexuality:
Narrative Construction of Gay and Lesbian Asylum Seekers
Haruko KUDO**

This paper aims to disclose the issues of the relationship between refugee/asylum status and sexuality through an analysis of the experiences of gay and lesbian asylum seekers and the dominant notion of sexuality in the United States. The asylum status determination process, which is a part of immigration control, has been developed with two different discourses around an identity-based homosexuality: one is about human rights for gays and lesbians, and the other is for the exclusion of illegal and deviant foreigners at the border. Previous studies have pointed out that within this system, the credibility of gay and lesbian asylum testimony is legitimized by the dominant US-centered notion of homosexuality, what Katyal (2002) refers as substitutive model of sexuality, and individuals who fall outside of the accepted paradigms are marginalized. It is not enough to evaluate the perceptions of gay and lesbian asylum-seekers against this model of sexuality by mainly studying legal documents and during the process assume the asylum-seekers are powerless. Research in the form of interviews was conducted in New York City and produced several accounts of this problem. The findings show that asylum-seekers are the ones who make decisions and learn a new concept of sexuality, which in turn aids them in constructing strategic asylum narratives. Regardless of the fact that the applicants' sexualities are uniquely perceived by different notions in their home countries, during their asylum application and narrative construction they reduced their sexuality only to what could be understood as a substitutive model to be gay enough for asylum. However, they are not fully absorbed by the model because they remind themselves that sexuality is not the very base of their personality. Not only are they taking on the dominant notion, but they deal with it in a more complex

context of their lives in their country of asylum.

Keywords:

refugee protection, asylum, narratives, sexuality, gay, lesbian